

厚生省告示第34号（平成12年2月10日）

**居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び
居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額を定める件**

介護保険法（平成9年法律第123号）第44条第5項及び第56条第5項の規定に基づき、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額

10万円

厚生省告示第35号（平成12年2月10日）

**居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び
居宅支援住宅改修費支給限度基準額を定める件**

介護保険法（平成9年法律第123号）第45条第5項及び第57条第5項の規定に基づき、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額

20万円